

地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会設置要領

(設置)

第1条 京都府環境審議会運営要領第6条第1項の規定により、総合政策部会、地球環境部会及び環境管理部会は、共同して地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第6項に規定する都道府県の基準に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 専門委員会は、総合政策部会、地球環境部会又は環境管理部会の委員及び前条各号に掲げる事項に係る専門の知識を有する者（以下「委員」という。）で構成する。

(意見の聴取)

第4条 専門委員会は、調査検討のため必要があるときは、委員以外の専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

(細則)

第5条 京都府環境審議会条例（平成6年京都府条例第14号）、京都府環境審議会運営要領及びこの要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年7月12日から施行する。